平成２３年（フ）第８６号
長野県上伊那郡南箕輪村1536番地７　Ｓ．ＫドリームⅡ８号
債務者　白鳥　昌子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　長野地方裁判所伊那支部
平成２３年（フ）第８７号
長野県伊那市西箕輪3350番地15　フォーブル美樹203号
債務者　濵　　謙一
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　長野地方裁判所伊那支部
平成２３年（フ）第７５６号
兵庫県西宮市名塩南台４丁目２番地１
債務者　アンスペースプランニングこと　増田　長子（旧姓東郷）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第７５８号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目11番26―204号
債務者　谷口　桂子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第９０６号
兵庫県西宮市今津社前町１番11―508号、前住所兵庫県西宮市今津出在家町２番３―101号
債務者　勝田　信治
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第９４６号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目９番地の２シェリール園田104号、前住所兵庫県西宮市松籟荘７番16―202号
債務者　村上　東明
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第９５６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目18番10号ヴィラオギノ401号
債務者　西岡　　博
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第９７１号
兵庫県尼崎市長洲中通１丁目５番８号　シルクコトー102
債務者　清水　雅人
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第７６号
愛媛県西予市宇和町れんげ965番地39
債務者　津野　順也
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　松山地方裁判所宇和島支部
平成２３年（フ）第２２７号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5347番地メゾンレフォール201
債務者　福田　倫哉
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２２８号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5347番地メゾンレフォール201
債務者　福田　　愛
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２３２号
佐賀県佐賀市諸富町大字為重1766番地21
債務者　木原　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２３３号
佐賀県佐賀市諸富町大字為重1766番地21
債務者　木原　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第４６９号
宮崎市田野町甲6008番地６　あいらんど田野Ａ棟107号
債務者　清武　沙姫（旧姓野田・山下）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　宮崎地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第９２２号
さいたま市北区櫛引町２丁目230番地２ウィズ大宮1004
債務者　加藤　未希
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１３９７号
埼玉県加須市東栄１丁目12番32号、旧住所群馬県邑楽郡明和町千津井295番地
債務者　中島　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１６９０号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字実ケ谷921番地５
債務者　大成　幸子（旧姓大熊）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係